11　初　期　利　子	令和９年２月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第13号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.8}{100}$×$\left(\frac{1}{2}-\frac{2}{365}\right)$
12　第２期以後の利子	毎年２月15日及び８月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。 額面金額×$\frac{\text{第10号に規定する第２期以後の利子の適用利率}}{100}$×$\frac{1}{2}$
13　償　還　期　限	令和18年８月15日
14　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
15　払　込　期　日	令和８年８月17日
16　払　込　場　所	日本銀行の本店又は支店
17　中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和９年８月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和９年８月15日から令和10年２月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋第２期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$） ⑵　令和10年２月15日以後の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$）
18　中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和９年８月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和９年２月15日から令和９年８月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額） ⑵　令和９年２月15日前の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額
19　元利金支払場所	日本銀行

公　告

諸　事　項

被害回復給付金裁定表記載公告

令和８年９月９日　　札幌地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第14条第３項の規定により、同条第１項の規定により支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載したので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　札幌地方検察庁　令和８年第１号

２　支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載した年月日　令和８年９月９日

３　この公告に関する問い合わせ先

〒060―0042　札幌市中央区大通西12丁目　札幌第３合同庁舎

札幌地方検察庁　被害回復給付金事務担当　電話番号　011―271―0730

○　この公告があった時から６月間、資格裁定を受けた者が被害回復給付金を受ける権利を行使しないときは、その権利は消滅することとなります。

○　上記支給手続における申請人又はその代理人は、裁定表の閲覧を申請することができます。

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を農林水産省経営局長に提出されたい。

令和８年９月９日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
北海道上磯郡知内町字元町12番３ 畑　279㎡	合資會社知内農場 北海道上磯郡知内村字上處59番地	
北海道虻田郡ニセコ町字ニセコ370番11 原野　719㎡	岩田彦二郎 北海道札幌市南十三条西十一丁目	
北海道虻田郡ニセコ町字ニセコ370番195 原野　73㎡		
北海道虻田郡ニセコ町字ニセコ370番196 原野　246㎡		
北海道虻田郡ニセコ町字ニセコ370番197 原野　198㎡		
北海道虻田郡ニセコ町字ニセコ370番170 原野　1,630㎡		